

国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後																		
<p>(前 略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる教職員は、就業規則第22条の規定により定年退職した者とする。</p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、その者の知識及び経験等を考慮し、業務の能率的運営を確保するため、特に必要があると認められる場合に、定年退職以前の勤務実績等に基づく選考により行う。</p> <p>(中 略)</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第6条 第4条の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。</p> <p>2 前項の更新は、更新直前の任期において勤務成績が良好である者の中から業務の能率的運営の確保を勘案して行う。</p> <p>(再雇用の上限年齢)</p> <p>第7条 第4条及び第6条に定める任期の末日は、生年月日別に次表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生 年 月 日</th> <th style="text-align: center;">上限年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和18年4月2日～昭和20年4月1日</td> <td>満62歳</td> </tr> <tr> <td>昭和20年4月2日～昭和22年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日～昭和24年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> <tr> <td>昭和24年4月2日以降</td> <td>満65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(人事異動通知書の交付)</p> <p>第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、人事異動通知書を交付するものとする。</p> <p>(1) 再雇用を行う場合</p> <p>(2) 再雇用の任期を更新する場合</p> <p>(3) 再雇用の任期の満了により職員が当然退職する場合</p> <p>(休職)</p> <p>第9条 再雇用職員には、就業規則第15条第1項第3号の規定は適用しない。</p> <p>(給与)</p> <p>第10条 再雇用職員の給与に関する事項については、次条から第13条に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）の定めるところによる。</p>	生 年 月 日	上限年齢	昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳	昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳	昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳	昭和24年4月2日以降	満65歳	<p>(対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる教職員は、就業規則第22条第1項第2号の規定により定年退職した者とする。</p> <p>(再雇用の方法)</p> <p>第3条 再雇用は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第2項の規定に基づく労使協定により定められた基準を満たした者に対して行う。</p> <p>(任期の更新)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 第3条の規定は、前項の更新の場合に準用する。</p> <p>(再雇用の上限年齢)</p> <p>第7条 第4条及び前条に定める任期の末日は、生年月日別に次表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">生 年 月 日</th> <th style="text-align: center;">上限年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昭和21年4月2日～昭和22年4月1日</td> <td>満63歳</td> </tr> <tr> <td>昭和22年4月2日～昭和24年4月1日</td> <td>満64歳</td> </tr> <tr> <td>昭和24年4月2日以降</td> <td>満65歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>(人事異動通知書の交付)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 再雇用の任期の満了により退職する場合</p> <p>(休職)</p> <p>第9条 再雇用職員には、就業規則第15条第1項第1号及び第3号の規定は適用しない。</p> <p>(給与)</p> <p>第10条 再雇用職員の給与に関する事項については、次条及び第12条に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員給与規程（平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。）の定めるところによる。</p>	生 年 月 日	上限年齢	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳	昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳	昭和24年4月2日以降	満65歳
生 年 月 日	上限年齢																		
昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	満62歳																		
昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳																		
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳																		
昭和24年4月2日以降	満65歳																		
生 年 月 日	上限年齢																		
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	満63歳																		
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	満64歳																		
昭和24年4月2日以降	満65歳																		

改 正 前	改 正 後																											
<p>(俸給月額)</p> <p>第11条 再雇用職員の俸給月額及び給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級については、職種に応じ次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>俸給月額</th> <th>給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教員</td> <td>287,200 円</td> <td>教育職俸給表 2 級</td> </tr> <tr> <td>事務職員・ 施設系技術職員 教室系技術職員</td> <td>214,600 円</td> <td>一般職俸給表 (1) 2 級</td> </tr> <tr> <td>技能職員・ 労務職員</td> <td>226,400 円</td> <td>一般職俸給表 (2) 3 級</td> </tr> <tr> <td>医療技術職員</td> <td>214,800 円</td> <td>医療職俸給表 (1) 2 級</td> </tr> <tr> <td>看護職員</td> <td>259,300 円</td> <td>医療職俸給表 (2) 2 級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(俸給の調整額)</p> <p>第12条 再雇用職員には、俸給の調整額を支給することができる。</p> <p>2 俸給の調整額の支給は、給与規程の定めるところによる。</p> <p>(手当)</p> <p>第13条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 都市手当 (2) 通勤手当 (3) 特殊勤務手当 (4) 超過勤務手当 (5) 休日給 (6) 夜勤手当 (7) 宿日直手当 (8) 期末手当 (9) 勤勉手当</p> <p>2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、期末手当の期別支給割合及び勤勉手当の成績率は次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>6 月期</th> <th>1 2 月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>0.75</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.35</td> <td>0.35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第14条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項については、次条に定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）の定めるところによる。</p>	職種	俸給月額	給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級	教員	287,200 円	教育職俸給表 2 級	事務職員・ 施設系技術職員 教室系技術職員	214,600 円	一般職俸給表 (1) 2 級	技能職員・ 労務職員	226,400 円	一般職俸給表 (2) 3 級	医療技術職員	214,800 円	医療職俸給表 (1) 2 級	看護職員	259,300 円	医療職俸給表 (2) 2 級		6 月期	1 2 月期	期末手当	0.75	0.85	勤勉手当	0.35	0.35	<p>(俸給月額等)</p> <p>第11条 再雇用職員の俸給月額は、200,000 円とする。</p> <p>2 給与規程第11条の規定は、再雇用職員には適用しない。</p> <p>(手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 超過勤務手当 (3) 休日給 (4) 夜勤手当 (5) 宿日直手当</p> <p>2 前項の手当の支給は、給与規程の定めるところによる。ただし、超過勤務手当のうち、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における勤務については、給与規程第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額を超過勤務手当として支給する。</p> <p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第13条 再雇用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する事項については、次条から第16条までに定めるもののほか、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号）の定めるところによる。</p>
職種	俸給月額	給与規程を適用する場合の俸給表及び職務の級																										
教員	287,200 円	教育職俸給表 2 級																										
事務職員・ 施設系技術職員 教室系技術職員	214,600 円	一般職俸給表 (1) 2 級																										
技能職員・ 労務職員	226,400 円	一般職俸給表 (2) 3 級																										
医療技術職員	214,800 円	医療職俸給表 (1) 2 級																										
看護職員	259,300 円	医療職俸給表 (2) 2 級																										
	6 月期	1 2 月期																										
期末手当	0.75	0.85																										
勤勉手当	0.35	0.35																										

改 正 前	改 正 前
<p>(年次休暇)</p> <p><u>第15条</u> (懲戒)</p> <p><u>第16条</u> (他の規則等の関係)</p> <p><u>第17条</u></p>	<p>(所定勤務時間)</p> <p><u>第14条</u> 再雇用職員の所定勤務時間は、1週間(日曜日から土曜日までとする。)につき35時間、1日につき7時間とする。 (始業及び終業の時刻等)</p> <p><u>第15条</u> 再雇用職員の勤務の始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 始業 午前9時30分</p> <p>(2) 終業 午後5時30分</p> <p>(3) 休憩 正午から午後1時まで</p> <p>2 業務の都合上必要があると認める場合は、前項の始業及び終業の時刻並びに休憩時間を変更することができる。</p> <p>(年次休暇)</p> <p><u>第16条</u> (懲戒)</p> <p><u>第17条</u> (他の規則等の関係)</p> <p><u>第18条</u></p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成18年7月1日から施行する。</p> <p>2 この規程施行の際現にこの規程による改正前の国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程第3条の規定により再雇用された教職員は、改正後の規程にかかわらず、平成19年3月31日までは、なお従前の例による。</p> <p>3 前項に定める教職員が、平成19年4月1日以降も引き続いて雇用を希望するときは、この規程により雇用することができるものとする。この場合において、第7条の表生年月日の項中「昭和21年」とあるのは「昭和20年」と読み替えるものとする。</p>
<p>} (略)</p>	<p>} (同 左)</p>